

令和4年2月

定例農業委員会総会 議事録

令和4年2月10日（木）

宗像市農業委員会

令和４年２月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和４年２月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和４年２月１０日 午後３時３０分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和４年２月１０日 午後４時３０分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席１５人 欠席 ８人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	○
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	×
３	栞野 通孝	○	１５	花田 長文	×
４	薄 幸一	○	１６	欠 員	
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	×
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	×
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	○
９	山田 堅	○	２１	福嶋 仁士	×
１０	本田 辰幸	×	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	×	２３	的場 英敏	×
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	３番	栞野 通孝		１２番	吉武 順子

令和4年2月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認
受付NO4	承認
受付NO5	承認
受付NO6	承認
受付NO7	承認
受付NO8	承認

第2号議案 不動産買受適格者証明願いについて

受付NO1	承認
-------	----

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

受付NO1	承認
受付NO2	承認

第4号議案 あっせんの申出について

受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認
受付NO4	承認

第5号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO1	承認
-------	----

第6号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

承認

第7号議案 農業振興地域整備計画の変更について

受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認

報告事項

第 1 号

農地法第 5 条の規定による届出について

○議長

令和4年2月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は15名です。

よって、令和4年2月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。8件の案件が申請されています。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号1の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●さんで、譲渡人は●●●●さんになります。●●●●さんが、●●●さんに農地を買ってもらえないか相談し、話がまとまり、今回の手続きに至っています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さん、譲渡人は●●●●さんになります。●●●●さんは北九州市在住で、農地の管理が難しいことから、●●●●さんに相談し、話がまとまっています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はありませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号3の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は有限会社●●●●代表取締役●●●●さん、譲渡人は●●●●さんになります。●●●●さんは福岡市南区在住で、以前から農地の処分を考えており、今回、農地所有適格法人である有限会社●●●●との話がまとまり、3条の許可申請になっています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はありませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4及び受付NO5について、譲受人が同一なので一括して事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4及び受付NO5について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO4及び受付NO5について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号4及び受付番号5の譲受人と譲渡人について説明します。いずれも譲受人は●●●●さんになります。譲渡人は●●●●さんと●●●●●さんになります。●●さんは自身の農地が●●さんの自宅のすぐ近くにあることから、●●さんに相談したところ、話がまとまっています。また、●●さんは福岡市在住で、農地を相続し、農地の管理が難しいため、●●さんに相談したところ、今回の許可申請になっています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はありませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4及び受付NO5について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4及び受付NO5について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO6について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO6について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO6について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。譲受人は●●●●●さんで、譲渡人は●●●●●さんになります。譲渡

人の●●●●さんが農地の管理に困っていたところ、譲受人の●●●●さんとの間で話がまとまりましたので、今回の農地法3条の申請となっています。また、地元の水利組合長の承諾も得ており、特に問題ないと考えています。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、譲受人と譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はありませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO6について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO6について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO7及び受付NO8について、関連がありますので一括して事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO7及び受付NO8について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO7及び受付NO8について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号7及び受付番号8の申請人について説明します。申請人は●●●●さんと●●●●さんで、ご兄弟になります。7番と8番の申請地の6筆それぞれ、●●さんが●分の●、●●さんが●分の●の持分になっています。今回、権利の移動を行い、共有名義を単独名義にしたいということで、農地法3条の申請となっています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO7及び受付NO8について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO7及び受付NO8について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「不動産買受適格者証明願いについて」を議題と致します。1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思いま

す。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号1について、申請人の説明を行います。申請人は、●●●●●さんになります。今回、宗像市の公売入札に参加したいということで、不動産買受適格者証明の申請に至っています。地元の水利組合長からの承諾も得られており、農地法第3条の要件も満たしているため、証明書の発行は、問題ないと考えています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、不動産買受適格者証明を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、証明書を発行することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号1について、譲受人と譲渡人の説明を行います。転用目的は、分家住宅の建築になります。譲受人は、●●●●●さんで、現在、●●●●●の●●●●●に家族●人で生活しています。譲渡人は、●●●●●さんで、●●●●●さんの父親になります。●●●●●さんは以前から住宅の建築を計画しており、父である●●●●●さんから農地の贈与を受け、建築することになりました。地元の水利組合長からの承諾も得られており、今回の農地法

第5条許可申請は、被害防除も問題なく、第1種農地に該当し、原則転用はできませんが、申請農地が既存の集落と接続しているため、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査C班班長です。受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果を報告します。転用目的は、分家住宅の建築になります。申請地は、市道と高低差があり、造成は道路と同じ高さになるように90cm程度、盛土が行われます。取水・排水については公共の上下水道を利用します。隣接地には農地があるため、敷地周囲はブロック積みされ、土砂の流出などの被害を予防します。また、日照、通風などに著しい影響を及ぼすことは特になくと考えています。地元の水利組合の承諾も得ています。今回の農地法第5条の許可申請は、農地区分は第1種農地に該当しますが、既存の集落と接続しているため農地転用が可能で、被害防除なども許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から受付NO1について議案説明と地区担当委員、現地調査C班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2について、譲受人と譲渡人の説明を行います。転用目的は、分家住宅の建築になります。譲受人は、●●●●●さんで、現在、福岡市博多区に在住しています。譲渡人は、●●●●●さんで、●●●●●さんの母親になります。今回、実家の横に分家住宅を建て、現在の仕事をしながら土日に農業を手伝い、将来的には実家の農業

を継ぎたいということです。地元の農事組合長からの承諾も得られており、今回の農地法第5条許可申請は、第2種農地に該当するなど許可要件を満たしていると考えていますので、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査C班班長です。受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告します。転用目的は、分家住宅の建築になります。申請地の造成は隣接する道路と同じ高さになるように1メートル程度、盛土が行われます。取水は新たに井戸を掘ります。排水は公共下水道などを利用します。周辺には、隣接する農地はありません。地元の水利組合の承諾も得ています。今回の農地法第5条の許可申請は、農地区分は第2種農地に該当しますので、原則、農地転用が可能で、被害防除なども許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から受付NO2について議案説明と地区担当委員、現地調査C班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第4号議案「あっせんの申出について」を議題と致します。4件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO4について、一括して審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第4号議案の受付NO1から受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1から受付NO4の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第4号議案、受付NO1から受付NO4のあっせん委員の選出にあたっては、議長の指名と致します。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1から受付NO4のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

次に、第5号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。
1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。
事務局説明をお願いします。

○事務局

（第5号議案の受付NO1について、資料により説明）

○議長

ただいま、受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はありませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO1について、所有権の移転について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題と致します。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第6号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から第6号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はありませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を取ります。第6号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和3年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第7号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。
この件につきまして、農業振興課から説明を受けたいと思います。
なお、受付NO1及び受付NO2について、変更理由が同じなので、一括して説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第7号議案の受付NO1及び受付NO2について、資料により説明)

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決をとります。第7号議案受付NO1及び受付NO2について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1及び受付NO2について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、引き続き、農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第7号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決をとります。第7号議案受付NO3について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

それでは最後に、報告事項の審議を行います。報告事項は1件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては、報告となりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和４年２月定例農業委員会総会は閉会いたします。